

能登町制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査型 一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を入札前に行い、入札参加資格を有した者による入札結果に基づき、落札決定する一般競争入札をいう。
- (2) 事後審査型 一般競争入札に参加するための入札前の審査手続を簡略化し、申請時に提出された入札参加資格について、入札後に落札候補者から順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定する一般競争入札をいう。
- (3) 落札候補者 総合評価方式により落札者を決定する工事にあつては、評価値が最も高い者を、総合評価方式によらず価格のみにより落札者を決定する工事のうち、事後審査型の適用により落札者を決定する工事にあつては、予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低の価格で入札した者をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札を実施する建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、予定価格が3千万円以上の工事（災害の応急対策工事等、特別な理由のあるものを除く。以下、この条において同じ。）とする。

(入札の方法)

第4条 一般競争入札は、原則として、能登町電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。なお、第11条に規定する承諾を得た場合には、従来の書面による入札（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

(入札に参加する者に必要な条件)

第5条 町長は、建設工事競争入札参加資格を有する者について、対象工事の内容に応じて、次の各号のうち必要と認める事項を入札に参加する者に必要な条件として定めるものとする。

- (1) 建設業許可における（主たる）営業所等の所在地
- (2) 請負業者有資格者名簿における総合点数
- (3) 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
- (4) 配置予定技術者に係る事項
- (5) 施工実績に係る事項
- (6) 施工計画に係る事項

(7) その他特に必要と認める事項

2 次に定める者は、入札に参加できないものとする。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 第8条に定める対象工事の入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までの間に能登町又は石川県の指名停止措置を受けている者

(入札参加条件等の審議)

第6条 町長は、能登町指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）に次の事項について審議を行わせるものとし、その意見を聞いたうえでそれぞれ当該各号について決定するものとする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格及び条件

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注することの適否及び発注しようとするときの構成員数

(3) 入札参加資格確認申請書の入札参加資格の有無及びその資格が無いと認めた者からの請求に対する対応

(4) その他必要と認める事項

(入札の公告)

第7条 町長は、施行令第167条の6及び能登町財務規則（平成17年能登町規則第33号）第87条の規定により、入札に参加する者に必要な者の資格及び条件並びに入札の場所及びその他入札について必要な事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、能登町ホームページ内にある入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）及び能登町役場掲示場に掲示して行うものとする。

(入札に参加する者に必要な資格及び条件の確認申請)

第8条 一般競争入札に参加する者は、提出期限までに電子入札システムにより入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、紙入札を行う者については、書面により提出するものとする。

3 前2項の申請書を提出する際には、入札参加資格確認資料（様式第2号）（以下「資料」という。）を作成し、必要に応じて次の各号に掲げる書類を添付し、提出期限必着のうえ、郵送又は持参により町長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(3) 配置予定技術者届出調書及びその証明書類（主任（監理）技術者等の資格及び免許書等の写し並びに監理技術者にあつては、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、コリンズカルテ、恒常的な雇用が確認できる書類（健康保険証等）の写し等）

(4) 同種工事又は類似工事における施工実績届出調書及びその証明書類（同種工事又は

類似工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し、コリンズカルテ等)

(5) その他特に必要と認める書類

4 申請書及び関係資料は、申請者に返却しないものとする。

(入札参加資格の確認等)

第9条 入札参加資格の確認は、次のとおりとする。

(1) 事前審査型

ア 町長は、受け付けた申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表(以下「申請者一覧表」という。)(様式第3号)を作成し、審査委員会に提出する。

イ 審査委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無を審査し、その結果を町長に報告するものとする。

ウ 同号イの入札参加資格の有無の確認は、申請書の提出期限の末日を以て行うものとする。

エ 同号イの規定により、入札参加資格の有無を決定したときは、電子入札システムにより申請者へ通知するものとする。なお、申請者のうち紙入札を行う者への通知は、入札参加資格確認結果通知書(様式第4号)により行う。

(2) 事後審査型

ア 町長は、申請書及び資料の提出期限日の翌日以後速やかに、受付票を電子入札システムにより申請者へ通知するものとする。なお、申請者のうち紙入札を行う者への通知は、入札参加資格確認申請受理通知書(様式第5号)により行う。

イ 入札参加資格の有無の確認は、入札後に落札候補者のみについて行う。

ただし、落札候補者が入札参加資格条件を満たしていないと認められた場合には、次順位者を繰り上げて落札候補者とし、入札参加資格及び条件を確認するものとする。

ウ 同号イの規定により、落札候補者において入札参加資格を有していると決定したときは、申請者全員に電子入札システムにて落札決定を通知するものとする。なお、申請者のうち紙入札を行う者への通知は、口頭その他適切な方法により行う。

(無資格者に対する理由説明)

第10条 前条第1号エの規定により、入札参加資格が無いと決定された者は、町長に対し、同号の通知の日から5日以内に書面を以て決定理由の説明を求められるものとする。

2 前条第2号イ及びウの規定により、入札参加資格が無いと決定された者は、落札決定の通知の日から5日以内に書面を以て決定理由の説明を求められるものとする。

3 町長は、前2項により説明を求められたときは、書面(様式第6号)により回答するものとする。

(紙入札方式承諾願の提出)

第11条 やむを得ない理由により、当初から紙入札を行う場合又は入札手続中に電子入

札から紙入札へ移行する場合においては、紙入札方式承諾願（能登町電子入札運用基準に定める様式）を入札書提出締切日時までに提出し、町長の承諾を得るものとする。

（共同企業体に対して発注する場合の取扱い）

第12条 町長は、対象工事を共同企業体に対して発注することの適否及び共同企業体に発注するときの構成員数を、審査委員会の意見を聴いて決定するものとする。

2 共同企業体の結成は、入札参加者が自主的に結成する自主結成方式によるものとする。

3 入札参加資格及び条件については、共同企業体の代表者及び構成員それぞれについて定めるものとする。

4 第8条第1項の申請書は、結成された共同企業体の代表者又は当該代表者から委任された者が電子入札システムにより提出するものとする。ただし、申請者のうち紙入札を行う者については、書面により提出するものとする。

5 一の共同企業体の構成員は、対象工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

（設計書等の閲覧・貸出し及び質問）

第13条 町長は、第7条の公告をした日の翌日から開札日の前日まで、当該工事の設計図書等を閲覧に供しなければならない。

2 前項の設計図書等の閲覧は、入札情報システムに掲示することにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、設計図書等を入札情報システムに掲示できない場合は、所定の閲覧場所において閲覧に供するものとし、入札参加資格確認申請書を提出している者から書面による申請があった場合は、入札公告を行った日の翌日から閲覧・貸出しをするものとする。

3 設計図書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、書面により当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）に対して提出するものとする。

4 所管課長は、原則として質問書を受理した日から3日以内に書面により回答するものとし、その写しは閲覧に供するものとする。

（入札の執行）

第14条 その入札に関して必要な事項は、能登町財務規則（平成17年3月1日付け規則第33号）及び能登町競争入札心得（平成20年2月1日付け告示第1号）並びに能登町電子入札運用基準を適用するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定める様式、その他必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成20年9月10日告示第52号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日告示第2号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に行う電子入札に係るものから

適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以後において、改正前の能登町制限付き一般競争入札実施要領の規定により入札を行う場合については、なお従前の例による。